

生活環境部会での指摘事項について

前回（7月20日）の生活環境部会において各委員からいただいた御意見およびその対応を以下に示す。

項 目	指摘・意見等	対 応
計画の立案段階における環境配慮手続の創設について	・ 配慮手続を創設することは、事業の環境影響評価の前に複数案を検討することになるのか。	・ 法手続きについては、今回資料4を準備。
	・ 複数案を検討するなど、配慮書手続を条例でどのように規定するのか。	・ 第2回小委員会で配慮書手続について検討する。
	・ 治水の複数案として、ダムを建設するのか、その他の手法を選択するのかといったことも、含まれるのか。	・ 法手続きについては、今回資料4を準備。
	・ すべての事業において、位置の複数案を検討するのか。風力発電所の場合、すでに場所が決まっているのではないのか。	・ 複数案の比較検討事例について、今回参考資料4を準備。
	・ 配慮書の手続は、住民の同意が得られるまで、何度も繰り返すのか。	・ 法手続きについては、今回資料4を準備。
インターネットによる公表の義務化	・ インターネットによる義務化は、条例にも盛り込むことでよいのではないのか。	・ 条例化する。 ・ 第2回小委員会で公表方法を検討する。
方法書段階での説明会の開催	・ 説明会は、住民からの要望を受けて開催されるものではなく、事業者に対して義務付ける必要がある。	・ 方法書説明会を義務として条例化する。 ・ 第2回小委員会で説明会の方法を検討する。
	・ 住民説明会は、関係する市町ごとに複数回開催されるのが望ましい。	・ 第2回小委員会で説明会の方法を検討する。